

公立大学法人埼玉県立大学教育研究審議会規則

平成22年4月1日
規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、公立大学法人埼玉県立大学定款（以下「定款」という。）第23条第1項に規定する教育研究審議会（以下「教育研究審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 教育研究審議会は、定款第24条第1項及び第2項の規定に基づき、学長が招集する。

2 学長は、教育研究審議会を招集するときは、事前に議案を通告しなければならない。ただし、急施を要する場合はこの限りでない。

(職務代理)

第3条 議長に事故あるときは、学長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員以外の者の出席)

第4条 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を教育研究審議会に出席させ、意見を述べさせることができる。ただし、審議に加わる権利は有しない。

(審議事項)

第5条 教育研究審議会は、定款第26条に掲げる事項のほか、学長が必要と認める事項について審議する。

(議事録)

第6条 議長は、議事録を作成しなければならない。

(庶務)

第7条 教育研究審議会の庶務は、事務局企画・情報担当において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、教育研究審議会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。